

新旧対照表

浦安市公民館管理規則（昭和 56 年教委規則第 18 号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（利用者の登録） 第 5 条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ、浦安市公民館利用登録申請書（別記第 1 号様式）を教育委員会に<u>提出しなければならない。</u> 2 前項の規定にかかわらず、浦安市公共施設予約システム（以下「<u>予約管理システム</u>」という。）を利用する場合にあつては、<u>予約管理システムへの入力をもって同項の手續に代えるものとする（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）。</u> 3 省 略 （利用者登録の承認） 第 5 条の 2 教育委員会は、公民館の利用登録を承認したときは、浦安市公民館利用登録証（別記第 2 号様式。以下「<u>登録証</u>」という。）を当該申請者に<u>交付するものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>予約管理システムへの入力により申請があつた場合の施設の利用者登録の承認にあつては、登録証は交付しない。</u> 3 <u>登録の有効期間は、2 年とする。</u> （利用の申請及び承認） 第 6 条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ浦安市公民館利用承認申請書（別記第 3 号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、<u>予約管理システム</u>を利用する場合にあつては、<u>予約管理システムへの入力をもって利用の承認申請に代えるものとする。</u> 2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、利用を承認し、当該申請者に対し浦安市公民館利用承認書（別記第 4 号様式。以下「<u>利用承認書</u>」という。）を交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があつた場合の施設の利用の承認にあつては、利用承認書は交付しない。</u>	（利用の登録） 第 5 条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ、浦安市公民館利用登録申請書（別記第 1 号様式）を教育委員会に提出し、浦安市公民館利用登録証（別記第 2 号様式。以下「<u>登録証</u>」という。）の交付を受けるものとする。 2 <u>登録証の有効期限は、1 年とする。</u> 3 同 左 （利用の申請及び承認） 第 6 条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ浦安市公民館利用承認申請書（別記第 3 号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、<u>公民館予約管理システム（以下「システム」という。）</u>を利用する場合にあつては、<u>システムへの入力をもって利用の承認申請に代えるものとする。</u> 2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、利用を承認し、当該申請者に対し浦安市公民館利用承認書（別記第 4 号様式）を交付するものとする。ただし、<u>システム</u>をもって利用を承認したときは、この限りでない。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
3 省 略 (利用の変更等の申出) 第8条 第6条の規定により利用の承認を受けた者は利用承認書に記載された事項の変更等を求めようとするときは、浦安市公民館利用変更等申請書(別記第5号様式)を速やかに教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>予約管理システム</u>を利用する場合にあつては、<u>予約管理システム</u>への入力をもつて利用承認取消申請に代えるものとする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、利用の承認を変更し、または取り消し、当該申請者に対し浦安市公民館利用変更等承認書(別記第6号様式。<u>以下「変更等承認書」という。</u>)を交付するものとする。ただし、<u>予約管理システム</u>への入力により申請があつた場合の施設の利用の取り消しの承認にあつては、<u>変更等承認書は交付しない。</u> <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	3 同 左 (利用の変更等の申出) 第8条 第6条の規定により利用の承認を受けた者は利用承認書に記載された事項の変更等を求めようとするときは、浦安市公民館利用変更等申請書(別記第5号様式)を速やかに教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>システム</u>を利用する場合にあつては、<u>システム</u>への入力をもつて利用承認取消申請に代えるものとする。 2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、利用の承認を変更し、または取り消し、当該申請者に対し浦安市公民館利用変更等承認書(別記第6号様式)を交付するものとする。ただし、<u>システムをもつて取消しを承認したときは、この限りでない。</u>